

情報発信事業委託仕様書

1 件名

情報発信事業委託

2 目的

主に若い世代の在日中国人をターゲットとして、中国人インフルエンサーにSNSで菖蒲まつりをはじめとした東村山市の観光コンテンツを情報発信してもらうことにより、東村山の認知度向上、観光客の誘致を図るとともに、市内産業の活性化を目的とする。

3 委託業務の内容

東村山市内にある観光コンテンツ（東村山菖蒲まつり等）について、インフルエンサー（KOL含む）を活用し、SNSで委託契約期間を通じて3回以上取材及び情報発信を行う。主なターゲットは若い世代の在日中国人、次に中国国内の中国人とし、詳細については以下の通りである。

- ① インフルエンサーの選定にあたっては、東村山市と中国との関係（蘇州市と姉妹都市、東京2020オリンピック・パラリンピックの中国ホストタウン等）を考慮し、最適な人物を選定すること。
- ② 使用するSNS媒体はターゲットにあわせ、最も効果的なSNS媒体を使用すること。
- ③ 情報発信内容の選定にあたっては、市担当者との協議の上、決定すること。
- ④ 情報発信にあたっては、ターゲットへの認知獲得・市内への来訪促進・来訪者による市内特産品の購入など、市内消費拡大に最も効果的な内容・方法とすること。

4 委託契約期間

契約締結日から平成32年3月13日（金）までとする。

5 完了報告

- (1) 受託者は、情報発信を行った際は随時、概要（写真・動画・記事内容・反応等を中国語・日本語訳を記載）について市へ紙ベース及び電子データにて提出すること。
- (2) 委託契約期間終了後、受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書A4版3セット、電子記録媒体1セット（CD-ROM又はDVD-ROM）を、平成32年3月20日（金）までに市へ提出すること。
 - ① 委託業務の実施期間

- ② 委託業務に要した事業費
- ③ 委託業務の実施内容
- ④ SNSに投稿した写真・動画・記事・コメント・フォロワー数等を出力したもの。なお、中国語で情報発信したものについては、日本語への翻訳も追記すること。
- ⑤ 委託業務の実施による効果
東村山市とターゲットへの影響について、委託開始前と比較した検証を行うこと。

6 支払条件等

- (1) 原則として清算払いとする。ただし、内容を審査し適当と認められる場合は概算払いすることができる。
- (2) 委託業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払されている場合には、その超過分を市へ返還すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。
- (2) 本事業を実施する過程で事業者（インフルエンサー含む）・第三者に損害が生じた場合においては、全ての責任は事業者が負うこと。
- (3) 本事業により情報発信した内容は、東村山市が無償で使用できるものとする。
- (4) 本仕様書の条項について解釈上疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。